

申 合 せ

第1 一般社団法人岩手県歯科医師会長と岩手医科大学歯学部長は、大規模事故・災害等の発生時における多数死体の検視協力および災害歯科医療に従事のため日本歯科医師会および岩手県、岩手県警察等から歯科医師派遣について申し出があった場合、その派遣について一般社団法人岩手県歯科医師会長から岩手医科大学歯学部長に協力要請する事に関して、本申合せを締結する。

第2 一般社団法人岩手県歯科医師会長は、岩手県警察本部長より「事故災害時における警察への協力要請」があった場合は、岩手医科大学歯学部にて協力要請を行うことができる。岩手医科大学歯学部は一般社団法人岩手県歯科医師会と連携を密にし、速やかに連携体制を整え、大規模事故・災害等の発生時における身元不明死体等の検視、歯牙検査並びに身元確認を行う。

第3 一般社団法人岩手県歯科医師会長は、日本歯科医師会および岩手県より「災害歯科医療」への協力要請があった場合は、岩手医科大学歯学部にて協力要請を行うことができる。岩手医科大学歯学部は一般社団法人岩手県歯科医師会と連携を密にし、速やかに連携体制を整え、災害歯科保健医療活動を行う。

第4 一般社団法人岩手県歯科医師会長は、会員から大規模事故・災害等の発生時における検視協力、歯牙検査等の身元確認業務および災害医療に従事のため、歯科医院での歯科診療業務の履行が不可能となり、地域住民の歯科医療提供に支障がある場合、一般社団法人岩手県歯科医師会長から岩手医科大学歯学部長に歯科診療所へ、歯科医師の派遣要請をすることができるものとする。派遣にあたっては、岩手医科大学歯学部長と一般社団法人岩手県歯科医師会長との間で締結している「岩手県歯科医師会休業時派遣要項」を準用する。

第5 一般社団法人岩手県歯科医師会と岩手医科大学歯学部は、大規模事故・災害等の発生時の連携強化のために、災害合同訓練を行うこととする。

第6 大規模事故・災害等の発生時に本申合せおよび協力要領に定めのない場合は、一般社団法人岩手県歯科医師会長と岩手医科大学歯学部長が協議し定める。

平成30年6月8日

盛岡市盛岡駅西通二丁目5番25号
一般社団法人岩手県歯科医師会

会 長

佐藤 保



盛岡市中央通一丁目3番27号
岩手医科大学歯学部

歯学部長

三浦 廣行

